

第23期佐世保市農業委員会第11回総会議事録

1 開催日時 平成30年4月27日(金) 15時30分から17時00分

2 開催場所 佐世保市役所4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手源一郎	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員(なし)

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎典正
三川内地区	中里 政義	世知原地区	岩佐 孝
早岐地区	久野 利幸	宇久地区	菅 徳雄
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	山口 英男
大野地区	牟田 昇		

6 欠席推進委員 13番 近藤博委員

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	堤 正英
事務局係長	天羽 孝太郎
事務局主査	博多屋 孝昭

事務局主査 原田 大介
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 小村 貴光

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第101号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第102号議案 農地改良届について
第103号議案 非農地証明願について
第104号議案 非農地通知について
第105号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第106号議案 農用地利用集積計画(案)について
第107号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について
第108号議案 農用地利用配分計画(案)について
第109号議案 平成30年度佐世保市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について
第110号議案 平成29年度佐世保市農業委員会事業報告について
第111号議案 平成30年度佐世保市農業委員会事業計画について
第112号議案 農業委員会の「活動の点検・評価」(案)及び「活動計画(案)」について

報告1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地転用許可不要案件の受理について
報告4 農用地利用集積・配分計画解約通知について
報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告6 平成29年度の農地転用・移動等の総括について
報告7 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書に対する回答について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第11回総会を開会いたします。一、開会。①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。今回は、新年度に入って1回目の総会となります。今年度は、宇久のメガソーラー事業の関係で、応援職員が配置され、4月1日付の人事異動により職員の入れ替わりもありました。事務局の体制が変わり、最初は何かと難しい面が出てくることもあると思います

が、事務局と委員が連携しながら、法令業務、農用地の利用最適化推進業務等を遂行していけたらと考えていますので、引き続き皆さまのご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。以上です。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は、推進委員13番の近藤博委員が欠席となっておりますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

副会長 はい、それでは、③議事録署名人の指名をいたします。4番長谷川清美委員、6番浦清一委員、補充として7番川口勇二委員にお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。

第101号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 まず、ご説明の前に、2番の相浦、九十九地区の案件についてですが、都市計画法許可申請受付が本総会までに整わず、取下げとなってしまっておりますので、ご報告させていただきます。この案件については、5月に再度申請される予定です。

それでは、第101号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

1番江上地区、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、指方町の1筆。地目は、登記田、現況休耕で面積は89㎡です。転用目的は、住宅用地。権利は、使用貸借権の設定です。施設は、住宅1棟木造平屋建、延床面積は69.56㎡。併用地があり、敷地全体面積は実測で202.38㎡です。耕作者はなし、こちらは農振外で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、ポリテクセンター佐世保より北西に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容は、造成計画は整地のみを行う、日照通風は建物高を加減4.9m。排水計画は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付、建物計画平面、立面図添付。融資証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

4番 2番の川上です。4月23日に北村推進委員と現地調査に行きました。借受人と貸渡人は、母娘関係でして、経営している美容室の裏手に住宅を構えるという内容です。周囲は住宅等に囲まれており、被害が生じるような農地もないため、特に問題ないと思われま

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 川上委員が言われたとおりです。特に、問題はありません。

議 長 では、この案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。この案件について賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第101号議案の案件については許可相当として県に進達いたします。

続きまして、第102号議案「農地改良届について」、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。第102号議案「農地改良届について」、ご説明します。

1番江迎地区、届出人は記載のとおりです。土地の所在は、江迎町乱橋の2筆。地目は、登記・現況ともに田。農地面積は2筆合計1,180㎡で、施工面積についても、同一の1,180㎡です。農地改良を必要とする理由としましては、田の土が作業時にぬかるみやすく水田として適さないため、畑の転換し効率的に利用するためです。参考事項としまして、こちらは東岩作公民館より南西に約260mの位置にあります。作付計画は露地野菜。作付予定日は、平成30年9月1日で、工事期間は、平成30年4月28日から平成30年8月31日、施工業者は記載のとおりです。土の採取場所は、小佐々町黒石で、土の種類としては、山土です。埋立ての高さは、最高、最低ともに2mです。盛土面積は1,180㎡で、土の量は2,360㎥です。添付書類等は記載のとおりでして、こちらは農振内農用地です。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江迎地区。

1 7 番 17番、松永です。この件につきましては、4月25日に小川推進委員と現地調査を行いました。もともと、水気が多い地形でして、議案に記載されているとおり畑地として有効に利用されるのであれば、問題ないと考えています。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

小川委員 松永委員の説明のとおりです。特に意見はありません。

議 長 この件につきまして、質問がある方はいらっしゃいますか。
委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。この案件について賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第102号議案の農地改良届を受理し、受理通知書を交付することとします。

次に、第103号議案「非農地証明願について」、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第103号議案「非農地証明願について」、ご説明いたします。

1番宮地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は瀬道町、地目は登記畑、現況宅地面積1,209㎡、願出の理由、昭和2年頃に住宅と倉庫を建設した。現在も宅地となっている。参考事項としまして、こちらは番所峠バス停より北東に約100mの位置にあります。農振内白地で事由の②-1に該当します。

2番皆瀬地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は野中町、地目は登記田、現況宅地面積9.73㎡、願出の理由、平成2年3月8日付、転用目的宅地で、農地法第5条届出受理済。現在も宅地として利用している。参考事項としまして、こちらは野中東公園より西南西に約80mの位置にあります。市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

3番相浦・九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は椎木町、地目は登記畑、現況宅地、面積168㎡、願出の理由、昭和12年ごろより居宅と倉庫を建築し、宅地として利用を始めた。居宅は平成30年2月に解体したが、居宅の基礎部と倉庫は残っており、引き続き宅地となっている。参考事項としまして、こちらは椎木峠バス停より南西に約80mの位置にあります。農振外で事由の②-1に該当します。

4番鹿町地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は鹿町町鹿町、地目は登記田、現況雑種地、面積117㎡、願出の理由、昭和25年頃より生活道路及び農具置場として利用される。現在も生活道路及び駐車場として利用されている。参考事項としまして、こちらは北部浄水場より東に約150mの位置にあります。農振内白地で事由の②-1に該当します。

以上4件です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 はい、それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、宮地区。

3 番 3番の阿波です。4月23日に私と坂口委員、願出人の3名で現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりで、以前から建物が存在していたようです。現在も宅地となっておりますので、何ら問題ないと思って見てきました。以上です。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 今、阿波委員が言われたとおりです。特に問題ございません。
議 長 次に、2番、皆瀬地区。

1 0 番 10番の辻です。4月25日に、私と大宅委員、山口委員の3名と願出人を含めた4名で現地調査を実施しました。議案に記載されているとおり、転用の手続きが済み、現在も宅地となっている案件でした。何ら問題ないと思います。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口良委員 先ほど、辻委員が言われたとおりです。問題ないです。

議 長 はい、次に3番、相浦・九十九地区。

1 2 番 12番の富川です。4月25日に、伊賀崎委員と2名で現地調査を実施しました。昭和12年頃より居宅、倉庫を建築して、宅地として利用されていたようです。この居宅部分は、今年2月に解体されたとのことですが、基礎が若干残ってしまっていて、また、倉庫については、今後解体とのことでした。農地として利用されていたということはなさそうですので、特に問題ないと思います。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 富川委員の発表のとおり状況です。問題ありません。

議 長 次に、4番、鹿町地区。

1 8 番 18番、内野です。4月23日に、山口委員と2名で現地を見てきました。ここは、以前から農地であった現況はなかったと記憶しておりますし、地区会長の確認書もあるため、非農地ということで問題ないと思います。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口英委員 内野委員が言われたとおりです。何ら問題ないです。

議 長 はい、それでは、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第103号議案の全件について、非農地証明書を交付することといたします。

次に、第104号議案「非農地通知について」、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、第104号議案「非農地通知について」説明いたします。

今回の非農地通知案件は、161筆です。面積は82,838㎡となっています。利用状況調査結果については、山林または原野となっていたものです。ご承認いただけましたら総会終了後、所有161名に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に対しまして非農地リストを提出する予定です。以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。6ページの75番の案件が、相浦・九十九地区の伊賀崎委員の案件となりますので、この案件を先行して審議したいと思います。伊賀崎委員におかれましては、一時退席をお願いいたします。

～伊賀崎委員退席～

議 長 それでは、75番の案件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、75番の案件について、先行して採決を行います。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数ですので、75番の案件について非農地通知を発出することといたします。伊賀崎委員は入室し、着席をお願いいたします。

～伊賀崎委員着席～

議 長 それでは、75番以外の案件について、ご質問やご意見がある方はいらっしゃいますか。

1 番 1番、有馬です。針尾地区の29番、30番の針尾東町の1358番1と1358番2は、事務局調査の時期にはB判定となっていたようですが、現在は耕作できるまでに復元しておりますので、現況では非農地通知を送るのは、適当ではないと思われれます。以上報告いたします。

議 長 他にございませんか。

2 番 2番の川上です。54番の江上町2798番の農地ですが、調査の際には、B判定になっていたようですが、この農地は元々みかん畑で荒れていたようです。現在は管理されてみかんの木だけになっており、地主も再度みかんを作る計画を持っていますので、現況でのB判定は不適當ではないかと見てきました。報告いたします。

議 長 他にありませんか。

1 2 番 12番、富川です。146番の野崎町2900番1についてですが、利用状況調査結果において地番特定に違いがあったようです。本来の地番の農地は、A判定でしたので報告いたします。

議 長 他にございませんか。

1 3 番 13番、西尾です。針尾地区の51番、52番、53番の所有者が三人記載されていますが、理由を教えてください。

事 務 局 登記簿上が共有名義になっていまして、三人の名前を記載しています。よろしくお願ひします。

議 長 他にありませんか。

委 員 なし

議 長 それでは、75番以外、更に、先ほど委員の皆さんからご報告いただきました4筆を抜いた他の案件について、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、104号議案のうち、29番、30番、54番、146番を除いた157筆について、非農地通知を发出することといたします。

次に、第105号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第105号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

1番早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、重尾町、地目は登記、畑、現況、畑。面積1,361㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、八の久保町、地目は登記、畑、現況、休耕地。面積69㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、江迎町中尾、地目は登記、田、現況、田。面積17㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 はい、それでは、地区担当委員の調査結果についてですが、1番、早岐地区については、私の方から報告いたします。4月23日に、久野委員と現地を確認してきております。これは、2世代で、みかん農家をなさっているご家庭の案件でして、譲受人はサラリーマンなのですが、きちんとされる方ですし、奥さんを中心に家族でしっかりと経営なさっているので、何ら問題ないと思っております。以上です。

次に、地区担当の推進委員からご意見ありますか。

久野委員 今、八並委員が言われたとおりでして、問題ない案件だと思います。

議長 次に、2番中里地区。

1 1 番 11番、近藤です。4月25日に、永田委員と一緒に現地確認を行いました。花卉を中心に経営されておりまして、休耕していた農地を復旧して、経営農用地として耕作していくということで、何も問題ないと思います。以上です。

議長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

永田委員 近藤委員の説明のとおりで、特に意見はありません。

議長 次に、3番江迎地区。

1 7 番 17番の松永です。この案件については、4月25日に小川委員、譲渡人と私の3名で現地を確認してまいりました。譲受人は、これまでも、水稲作をやってきておられ、今後も申請農地を水田として管理していくとのことですので、全く問題ありません。

議長 次に、地区担当の推進委員からご意見はありませんか。

小川憲委員 ただいま、松永委員が言われたとおりでして、何ら問題ありません。

議長 ありがとうございます。それでは、以上の3件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、105号議案の全件許可いたします。
次に、第106号議案「農用地利用集積計画(案)について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 失礼します。第106号議案「農用地利用集積計画(案)について」、ご説明いたします。
利用権の設定は、針尾地区4件、宮地区4件、三川内地区9件、早岐地区2件、日宇地区1件、皆瀬地区4件、相浦・九十九地区1件、吉井地区2件、世知原地区12件、宇久地区9件、江迎地区2件、鹿町地区1件の計51件の集積です。
氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。
なお、利用権設定の51番は、鹿町地区の山口推進委員の案件になりますので、この案件を先行してご審議いただけたらと考えています。よろしくをお願いいたします。

議長 はい、利用権設定案件の51番が鹿町地区の山口英男推進委員に関する案件となっておりますので、先に審議します。山口推進委員は、一時退席願います。

～山口推進委員退席～

議長 それでは、51番の案件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 では、51番の採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、51番の利用権設定を承認いたします。山口推進委員は、入室し着席してください。

～山口推進委員着席～

議長 はい、それでは51番を除く他の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 それでは、質問がないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、106号議案の利用権は全て承認されましたので、(案)を削除願います。

それでは、次に、第107号議案「農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 失礼します。第107号議案「農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について」、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区1件、柚木地区2件、吉井地区1件、江迎地区6件の計10件申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

なお、7番は、江迎地区の松永信義委員、8番は、江迎地区の小川推進委員の案件となりますので、この案件を先行してご審議いただけたらと考えています。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、利用権設定の7番が江迎地区の松永信義委員、8番が江迎地区の小川推進委員に関する案件となっておりますので、先に審議します。松永委員、小川推進委員は一時退席願います。

～松永委員、小川推進委員退席～

議長 7、8番の案件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 それでは、7、8番の採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、7、8番について承認いたします。松永委員、小川推進委員は、入室し着席してください。

～松永委員、小川推進委員着席～

議長 それでは、7、8番を除く他の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし
議長 質問がないようなので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、107号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。
次に、第108号議案「農用地利用配分計画(案)について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼します。第108号議案「農用地利用配分計画(案)について」、ご説明いたします。
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、柚木地区2件、吉井地区1件、江迎地区5件の計8件計画されています。
こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第107号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。
なお、5番は、江迎地区の松永信義委員、6番は、江迎地区の小川推進委員の案件となりますので、この案件を先行してご審議いただけたらと考えています。よろしくをお願いいたします。

議長 はい、利用配分案件の5番が江迎地区の松永信義委員、6番が江迎地区の小川推進委員に関する案件となっていますので、先に審議します。松永委員、小川推進委員は一時退席願います。

～松永委員、小川推進委員退席～

議長 では、5、6番の案件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 それでは、5、6番の採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、5、6番について承認いたします。松永委員、小川推進委員は、入室し着席してください。

～松永委員、小川推進委員着席～

議長 はい、それでは、5、6番を除く他の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいます

か。

委員 なし

議長 質問もないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第108号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第109号議案「平成30年度佐世保市パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第109号議案「平成30年度佐世保市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について」、ご説明いたします。

資料につきましては、「総会資料」の28～29ページと当日配付の「第109号議案補足説明資料」となります。

昨年も農地の利用状況調査を実施する際に、調査の期間、実施体制などについて、同様の実施要領を定めており、今回の議案は平成30年度版の実施要領となっています。議案の説明につきましては、前回からの変更箇所を中心に説明いたします。説明は、当日配付の「補足説明資料」を使って説明します。

1ページ目は、左側が平成29年度分の実施要領、右側が今年度分、議案分の実施要領となっており、下線部分(網掛けの部分)が変更点となっています。

まず、第2条において、5月から8月を農地パトロール月間と設定しています。

次に、第3条において、利用状況調査は管内の農地を対象に「農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局、協力員」で実施します。

次に、第5条において、地区担当の農業委員、最適化推進委員を定め、また、必要に応じて「地域の農地事情に精通している者」＝協力員を設置できるとしています。

協力員については、事前の要望調査の結果、8地区(針尾、江上、柚木、相浦・九十九、宇久、小佐々、江迎、鹿町地区)において、13名の協力員を設置することになっていますが、急ぎよ協力員を設置したい地区がございましたら、担当の原田までご連絡下さい。

協力員の推薦につきましては、農業委員の署名をお願いします。また、協力員には、1時間あたり1000円を手当として、予算の範囲内で支給します。

次に第8条です。農業委員、最適化推進委員においては、利用状況調査の毎月の活動状況を「農地利用最適化推進業務活動報告書」に記録し、ブロック会議の時に提出をお願いします。補足説明資料の3ページに、参考まで記入例を記載しています。左側の□の部分、①農地の利用状況調査(農地パトロール)に○、活動日時、実施場所、活動詳細等をご記入ください。

資料の2ページをお願いします。

協力員においては、「利用状況調査報告書」に記録し、提出をお願いします。補足説明資料の4ページに参考まで記入例を記載しております。協力員につきましても、活動日時、場所、活動詳細等を記入してもらってください。

5～6ページには、協力員の推薦書、承諾書の記入例を記載しています。5ページの「推薦書」は、農業委員さんで記入をお願いします。6ページは、協力員からの承諾書になります。「推薦

書」と「承諾書」は、セットで事務局担当原田まで、5月25日(金)までにご提出をお願いいたします。推薦書、承諾書、協力員用の報告書の原本は、本日、封筒に入れてお配りしております。

資料の2ページにお戻りください。平成30年度(案)、右側の3行目です。配付した地図については、調査完了後、事務局に提出をお願いします。

事務局において、利用状況調査後、新規の緑(A分類)については、11月末までに意向調査を発送しますので、利用状況調査完了後、速やかに地図を返却していただけると助かります。附則として、この要領は平成30年4月27日から施行する予定としています。

また、全国農業委員会ネットワーク機構等が定める「平成30年度 農地パトロール実施要領」において、重要な追加項目がありましたら、佐世保市版も修正していきます。

最後に、具体的な利用状況調査の実施方法については、先日のブロック会議で説明したとおりです。地図の1ページ目に凡例や注意点を記載していますので、調査前にご確認をお願いします。特に、「現在、耕作または管理がなされている箇所には、何もつけない。」部分については、利用状況調査後に所有者に対し意向調査を実施しますので、くれぐれもご注意をお願いします。地図につきましては、各地区、農業委員用と推進委員用を用意しています。判断が難しい農地については、事務局も一緒に現地確認しますので、ご不明な点はご連絡ください。今日は、総会后、親農会となっていますので、地図等につきましては、5月のブロック会議に時に改めまして配付いたします。

親農会に参加されない委員につきましては、本日、持って帰ってもらって結構です。

以上が、第109号議案の説明となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。では、この案件について、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、質問がないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第109号議案は承認されましたので、この実施要領に基づき、調査を実施することといたします。(案)を削除願います。

次に、第110号議案「平成29年度佐世保市農業委員会事業報告について」、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、失礼します。第110号議案については、別綴じの資料をそれぞれの机に置いてありますので、そちらをご覧ください。

まずは、1ページI会議の1番目の項目である総会です。毎月開催しております総会について、それぞれ審議した議案を含めて記載しております。それが、5ページの上段まで続きます。

て、中段には、審議案件数の一覧表を載せております。なお、面積の単位が「a」となっていますが、こちらは㎡単位の数値を入れております。申し訳ございません。

次に、2番目の項目の小委員会についてです。現在、4つの小委員会を設置し、それぞれ委員の皆様にご活動していただいております。具体的には、農業委員会等に関する法律第38条に基づく、「農地等利用最適化推進施策の改善について」の意見書を取りまとめる農政対策推進委員会、農業委員会だよりの発行の活動を行う農地集積・情報対策委員会の広報班、同じく農地の集積に特化した活動を展開する農地集積・情報対策委員会の農地集積班、農業者年金の加入推進、周知活動を実施する農業者年金推進対策委員会、全国的な問題となっている不耕作農地解消のための荒廃農地解消対策委員会の4つです。5ページから7ページまで、会議の開催回数等を記載しております。

続きまして、7ページ中段以降ですが、Ⅱ事業です。まず、1農地等の利用の最適化推進業務としまして、農地の利用状況調査の実施、その後の遊休農地所有者意向調査、併せて遊休農地解消面積を記載しております。1枚捲りまして、8ページ目です。こちらは、認定農業者農地集積助成金の実績や農地の流動化の昨年度の状況を記載したのになります。次の9ページの上段には、例月で開催しておりました農地利用最適化推進業務に係るブロック会議のことも載せております。

次に、同じページの2農地の無断転用の防止についてです。チラシの作成及び町内会班回覧の実施、『広報させば』8月号への掲載、市のホームページ、農業委員会だよりへの記事登載とさまざまな機会や媒体を活用し、農地の無断転用に係る周知や啓発を実践しました。

続きまして、農業者年金業務です。農業者年金加入推進や農業者年金の現況届の受付の実施、農業者年金相談会の開設など、普及と加入推進活動を展開しました。

また、1枚捲っていただいた10ページ目の上段には、4広報活動について取りまとめています。毎年新年号として発刊しております「農業委員会だより」について、発行部数を含めて記載しております。

その下には、5家族経営協定締結推進活動や6国有財産の管理事務の実績について、また、更にその下段には、その他として、全国農業新聞普及拡大、佐世保市認定農業者協会との意見交換会、平成29年度地区別農業委員等研修会、平成29年度農業委員会視察研修の実績をそれぞれ記載しております。

平成29年度事業報告については以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、今説明がありました案件について、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 はい、ご意見もないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、平成29年度事業報告について承認いたします。
次に、第111号議案「平成30年度佐世保市農業委員会事業計画について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。平成30年度事業計画について、ご説明いたします。
まずは、1ページ目の中段以降のⅠ会議等です。1総会ですが、開催日や代表的な法令業務、また、委員の皆様にも依頼させていただいております現地調査について記載しております。
次に、1ページ目の下段の2役員会です。こちらは、必要に応じて開催することとしており、軽易な方向性の決定や簡易的な採択を目的とする内容の会議となります。
1枚捲っていただき、3小委員会です。先ほどの議案でもお話ししました4つの小委員会については、今後、適宜開催していただくことになります。
次の4研修会については、本年度も予算の確保ができておりますので、委員の皆様のご意向を確認しながら実施していく考えです。
続きまして、Ⅱ農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出ですが、農政対策委員会を中心として、また、委員の皆様のご意見を踏まえた上で事務処理を進めていく予定です。
次は、Ⅲ事業です。農地等の利用の最適化推進業務については、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止及び解消、農業への新規参入者の促進活動を大きな柱として、それぞれ展開していく予定です。また、昨年度に引き続き、適宜、地区別ブロック会議を開催することにより、委員の皆様と事務局との情報共有や伝達、問題や課題の抽出と円滑な解決、運用としていきたいと考えています。
また、3ページ目の中段以降には、農地の無断転用の防止についての計画を記しております。定期的な農地パトロールの実施や昨年同様無断転用防止のチラシ作成・配布、『広報させば』や農業委員会だよりへの記事掲載を実施しながら、併せて指導の強化にも努めていきます。
次のページの4ページ目には、農業者年金業務について記載しております。平成30年度においては、新規加入者8名を目標として掲げ、達成に向けた普及推進活動を行います。また、農業者年金の現況届を市役所支所、JA支店へ出張して受け付けることにより受給者の利便性を高めながら、農業者年金相談窓口を開設し、身近な問題から経営移譲の方法まで、幅広く受給者のニーズに応えていきたいと思っています。農業者年金制度の一層の充実と受給者の福祉向上を図るため、農業委員会等関係機関との連携による加入推進活動の実施、年金受給者に対する適正受給の推進、協議会活動の強化と活性化を図るためのさせば農業者年金受給者協議会総会については、平成30年度は7月にJAながさき西海で開催される予定です。
次に、5ページ目の4広報活動です。該当委員の皆様には、主には、農業委員会だよりの発行に際しての農業者の紹介、取材、記事作成に携わっていただきながら、年明けの発刊をお願いいたします。また、この農業委員会だよりは、農業委員会の活動を広くPRできる手段のひとつでもありますので、その点についても、何卒よろしく願いいたします。
家族経営協定締結推進としましては、今年度は、5家族を目標に活動していきたいと考えております。農業経営の近代化を促進し、魅力ある職業とするためには、農業経営に携わる家族

全員が仕事の分担、役割を明確化し、責任と自覚を養い自主性を助長させるための大切な協定締結ですので、改めて、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

また、なかなか、払い下げが進まない国有財産ですが、県と協力しながら、都度適切な管理事務、処理事務を進めていきます。

最後に、その他としまして、全国農業新聞の普及拡大については、何かとご負担をおかけするようですが、農業委員・推進委員一人当たり2部以上の購読者確保を目標に、それぞれの地域で推進活動を展開していただきますようお願いいたします。

最後は、お願い事のようになりましたが、平成30年度においても、昨年を引き続き、委員の皆様、事務局職員が一体となって、それぞれの課題や目標に挑んでいけたらと考えておりますの、何卒よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。この案件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 ないようでしたら、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、賛成多数ですので、平成30年度事業計画について承認いたします。

次に、第112号議案「農業委員会の「活動点検・評価」(案)及び「活動計画」(案)について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。第112号議案「農業委員会の「活動点検・評価」(案)及び「活動計画」(案)について」、ご説明いたします。

資料は、これも別綴じでご準備しておりますので、そちらをご覧ください。表紙を捲っていただくと、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と記載があります。

まず、Ⅰ農業委員会の状況(平成30年3月末日現在)についてです。本市の農業の概要、また、事務局体制、委員総数について記載しています。

次のページには、Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化について書いてあります。平成29年度の目標74haに対して159haの集積実績となっており、214.86%の達成状況となっています。これは、農地中間管理機構を介した農地の集積面積が多くあったことが要因と考えております。

また、1ページ捲って、次のページには、Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてまとめています。平成29年度における参入経営体は、5経営体の目標に対して、3経営体の実績でした。達成状況は60%で、参入目標面積については、1.4%と非常に低い実績となっております。

次のページには、Ⅳ遊休農地に関する措置に係る評価を載せておまして、委員の皆様の

活動の成果もあり、45haの解消目標に対して56.2haの解消ができ、124.89%の達成率となっております。

次は、V違反転用への適正な対応ですが、毎年、新たな違反転用案件が発見され、また、過去の違反事案の整理も思うように進んでいないのが現状です。実績としては、記載のとおりです。一度に全ての案件の是正や整理は非常に難しい状況ではありますが、根気強く地道に対応・対処していきたいと考えています。

また、捲っていただきますと、VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてまとめてあります。農地法第3、4、5条の許認可の実績や農地所有適格法人からの報告実績、農地の賃貸借関係の実績を記載しております。

この「活動の点検・評価」及び「活動計画」は、インターネットを活用し、広く農業者等の意見を求め、最終的に意見を反映させたものを改めて公表することになります。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいま説明がありましたが、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 ご質問がないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。承認されましたので、それぞれ(案)を削除願います。
続きまして、報告事項に移ります。報告1「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について」、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 報告1農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年3月29日付局長専決事項として大野地区2件、相浦・九十九地区1件、平成30年4月11日付局長専決事項として日宇地区1件、平成30年4月19日付局長専決事項として大野地区1件の計5件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 次に、報告2「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について」、事務局の説明をお願いいたします。

議 長 報告2農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年3月20日付局長専決事項として早岐地区2件、中里地区1件、相浦・九十九地区1件、平成30年3月29日付局長専決事項として大野地区3件、相浦・九十九地区2件、平成30年4月11日付局長専決事項として日宇地区2件、大野地区1件、平成30年4月18日付局長専決事項として江上地区1件、相浦・九十九地区1件、平成30年4月19日付局長

専決事項として日宇地区1件、大野地区1件の計16件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 続きまして、報告3「農地転用許可不要案件の受理について」、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 報告3「農地転用許可不要案件の受理について」、ご説明いたします。
今回、農業用倉庫等の農業用施設の転用許可不要案件を1件受理しております。
以上報告いたします。

議 長 次に、報告4「農用地利用集積・配分計画解除通知について」、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 失礼します。報告4農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。
農用地利用配分計画について、三川内地区2件の解約通知を受理しております。以上報告いたします。

議 長 次に、報告5「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 失礼します。報告5農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。
農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、宮地区3件、早岐地区1件、大野地区1件、吉井地区1件の計6件受理しております。以上報告いたします。

議 長 続きまして、報告6「平成29年度の農地転用・移動等の総括について」、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 報告6「平成29年度農地転用・移動等の総括について」、ご説明いたします。
昨年度1年間、委員の皆さまにご審議いただきました案件の件数、面積を取りまとめております。月別、地区別の集計、転用目的別や農地の貸借形態別の集計も行っております。
以上、報告いたします。

議 長 次に、報告7「平成29年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見に対する回答について」、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 報告7「平成29年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見に対する回答について」、ご説明いたします。
こちらの資料も、別綴じにしております。本総会の開始前に、佐世保市長代理の農林水産部長から八並会長に本日付で回答されましたので、ご報告いたします。なお、内容につきまして

は、それぞれ後ほどご一読願います。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件も終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事 務 局 **【佐世保農業振興地域整備計画の事務取扱要領(案)について】**
事務取扱要領の制定に係る事務処理進捗状況について説明。

議 長 ありがとうございました。本日の総会を終了したいと思いますので、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、長時間に亘り慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第11回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。